

# 山口県報

平成23年  
8月26日  
(金曜日)

## 目次

- 告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一
- 公告  
訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定の取消し(長寿社会課)……………三  
障害者自立支援法の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し (障害者支援課)……………三  
屋外広告物講習会の開催(都市計画課)……………三
- 教委告示  
博物館に相当する施設の指定……………四
- 雑報  
県報の正誤(平成二十二年九月二十四日雑報(平成二十一年度地方独立行政法人山口県産業技術センター財務諸表))……………四

## 山口県告示第三百三十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十三年八月二十六日から同年九月十五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部生活安全課において公衆の縦覧に供する。



平成二十三年八月二十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 株式会社ベルポリエステルプロダクツ  
住 所 防府市鐘紡町四番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 株式会社ベルポリエステルプロダクツ  
所 在 地 防府市鐘紡町四番一号
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (t/日)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
三三三八	九六	平成三〇、一一	平成三〇、二〇	平成二四、一、五
備考	「三三三八」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する遠心分離機をいう。			

使用の間隔は一日当たり三・五時間、季節的変動なし





(二六八) 訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定の取消し  
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十七条第一項の規定により、次のとおり訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を取り消しました。

平成二十三年八月二十六日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅サービス事業者 名称 主たる事務所 の所在地	居宅サービス事業を行う事業所 名称 所在地	取消年月日
りょうえい合名 会社 下関市筋ヶ浜町 九番一二号	りょうえい合名 会社 下関市筋ヶ浜町 九番一二号	平成二三、 八、二四

(二六九) 障害者自立支援法の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消しました。

平成二十三年八月二十六日

山口県知事 二井 関 成

指定障害福祉サービス事業者 名称 主たる事務所 の所在地	障害福祉サービス事業を行う事業所 名称 所在地	障害福祉サービス の種類	取消年月日
りょうえい合名 会社 下関市筋ヶ浜町 九番一二号	りょうえい合名 会社 下関市筋ヶ浜町 九番一二号	居宅介護 重度訪問介護	平成二三、 八、二四

(二七〇) 屋外広告物講習会の開催

山口県屋外広告物条例(昭和四十一年山口県条例第四十一号)第二十三条第一項の規定に基づき、屋外広告物講習会を次のとおり開催します。

平成二十三年八月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 講習会の日時及び場所

日	時	場 所
平成二十三年十一月九日(水曜日)	午前九時五十分から 午後五時十五分まで	山口市滝町一番一号 山口県庁視聴覚室

二 講習科目及び時間

科 目	時 間
屋外広告物に関する法令	二
屋外広告物の表示に関する事項	二
屋外広告物の施工に関する事項	二

三 受講の手続

講習を受けようとする者は、山口県屋外広告物条例施行規則(昭和四十二年山口県規則第五号)第十五条に規定する屋外広告物講習会受講申込書に屋外広告物講習会受講手数料三千四百五十円に相当する山口県収入証紙(この収入証紙には、消印をしないこと。)及び写真(縦五・五センチメートル、横四センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、氏名を記入すること。)を貼って、その者の住所地を管轄する土木事務所の長を経由して知事に提出すること。

四 受講申込書の受付期間

平成二十三年九月十六日(金曜日)から同年十月十七日(月曜日)まで(郵送の場合、十月十七日までの消印のあるものは、有効とする。)

五 その他

(一) 受講案内及び受講申込書の請求は、山口市滝町一番一号 山口県土木建築部都市計画課又は最寄りの土木事務所に行うこと。郵便で請求する場合は、封筒の表に「屋外広告物講習会」と朱書きし、八十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

(二) この講習会についての問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三一九三三一三七二五)又は最寄りの土木事務所に行うこと。

山口県教育委員会告示第四号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十九条の規定に基づき、博物館に相当する施設を次のとおり指定した。

平成二十三年八月二十六日

山口県教育委員会

- 一 名 称 秋吉台自然動物公園
- 二 所 在 地 美祢市美東町赤一二二番地
- 三 設置者の名称及び住所 田中金属株式会社  
山口市小郡下郷九八六番地
- 四 指 定 年 月 日 平成二十三年八月十八日



正 誤

平成二十二年九月二十四日雑報（平成二十一年度地方独立行政法人山口県産業技術センター財務諸表）

一三三	ページ	段	誤	正
下	(無印) 田	(無印) 田		

平成二十三年八月二十六日印刷  
平成二十三年八月二十六日発行

発行人所

山口県知事